

令和6年12月2日以降から、 保険証は発行することができなくなります。

令和6年12月1日をもって、保険証を発行することができなくなります。

現在、秦野市国民健康保険証は **最長 令和7年7月31日まで**使用可能です。

※ 有効期限が令和7年7月31日以前に切れる場合は、その有効期限まで使用可能となります。

令和6年12月2日以降、住所変更等により保険情報が変わった方、また保険証を紛失した方等については、**保険証を交付することができなくなります。**

<令和6年12月2日以降の運用予定について>

※ **あくまでも予定となります**のでご承知おきくださいますよう、よろしくお願いいたします。

- ・保険証を紛失した
- ・住所変更、名前変更、世帯変更等で**保険情報が変わった**
- ・令和7年7月31日より前に、**有効期限が切れた**（70歳又は75歳年齢到達、在留期間等により）

等

マイナンバーカードを
保険証として
利用登録している方

- ・マイナンバーカードを取得していない方
- ・マイナンバーカードを取得しているが、保険証の利用登録をしていない方
- ・マイナンバーカード又はその電子証明書の有効期限が切れている方

等

マイナ保険証にて、
医療機関等へ
ご受診ください。

保険証に代わり、「**資格確認書**」を交付します。

- ・保険情報が変更になった方
- ・70歳又は75歳年齢到達者
- ・在留期間を更新された方
- ・マイナンバーカード/電子証明書の有効期限が切れた方
- ・保険証を紛失した方

申請いただくことなく交付

申請によって交付

令和7年8月1日以降、マイナンバーカードを保険証として利用登録していない方等については、申請いただくことなく「**資格確認書**」を交付する予定です。
ご不明点等ございましたら、表面に記載している担当までお問合せください。